

ニセコ綺羅カード会 子育て支援事業 実施要綱 (令和3年度版)

子育て支援事業は、町内消費の促進と子育て世帯の応援を目的に、ニセコ町の支援を頂き実施するもので、中学生以下のお子様がいる世帯を対象に、ニセコ綺羅カード加盟店でお買物をして実施期間内に一定の条件を満たした場合にボーナスポイントを付与します。**本事業は登録が必要です。**

1. 子育て支援対象者

- ① 令和3年4月2日現在 **中学生以下** (0~15歳未満) のお子様。令和4年2月28日までに生まれたお子様も対象になりますので、新たに誕生したお子様も追加登録することができます。
- ② ニセコ町在住であること。

2. 登録方法

- ① 昨年から変更のない方は新たに登録する必要はありません。 (昨年までに登録のあるお子様で、今春に中学校を卒業されたお子様は対象から除かれます。)
- ② 前年登録後に新たにお子様が生誕された方は、追加登録が必要です。お手数ですが登録申請書に必要事項をご記入の上、ニセコ綺羅カード会事務局にご提出ください。
- ③ 登録申請書は事務局へ直接提出して頂くほか、FAX (44-1173) や必要事項を記載したメール (kiracard@cmail.plala.or.jp) でも受け付けいたします。
メールで申請する際には、㊦ 綺羅カードのNO (8桁)、㊧ 保護者氏名、㊨ 続柄、㊩ 住所、㊪ 電話番号、㊫ お子様の名前、㊬ お子様の生年月日、㊭ お子様の性別、を記載願います。

3. 実施期間

- ① 令和3年7月1日から令和4年2月28日まで。 (この期間内にお買物で貯めたポイントが対象です。)

4. ボーナスポイント

- ① 対象のお子様1人につき2,500ポイント。
※ ポイントはニセコ綺羅カード会加盟店で、1ポイント=1円としてお買物に使用できます。

5. ボーナスポイントの付与条件

- ① **基準日 (令和3年7月1日) 以降 (令和4年2月28日まで) に、加盟店でお買物をして500ポイントを貯めると、ボーナスポイントを付与します。** (誕生日ポイントやボランティアポイント、移住者ポイントなどのボーナスポイントは計算の対象外です。)
※ 登録申請日に関わらず基準日は7月1日とします。但し、7月2日以降に生まれたお子様が対象の場合は、そのお子様の誕生日が基準日になりますので、ご注意ください。
※ 中学生以下のお子様2名以上の場合は、500ポイントを貯める毎にお子様の人数に達するまでボーナスポイントを付与します。
- ② お買物をして500ポイントを貯めたことの確認は、毎月末日に行います。500ポイントを貯めたことが確認できましたら、翌月15日 (15日が土日祝日の場合は翌営業日) にボーナスポイントを付与します。
※ ボーナスポイントは自動で付与しますので、カードを事務局に持参する必要はありません。
※ お買物をして500ポイントを貯めたことの確認は、登録申請書に記載した番号のICカードのポイント履歴で行います。基準日 (7月1日) 以降にお買物で貯めたポイントのみが対象です。また、ポイントの確認は、お買物をして貯めたポイントの通算で行いますので、**期間中にお買物やイベント参加等にポイントを使用されても、本事業には影響ありません。**

6. 個人情報の利用目的、取扱いについて次の通り定めます。

- ① 申請者 (保護者)、お子様ご本人の確認 (子育て支援事業の対象者確認)。
- ② 次年度以降に本事業を継続して行う場合の、自動継続登録。
- ③ 子育て支援事業及び綺羅カード事業全般にわたるアンケート調査。
- ④ 子供向けイベント、お買い得セールなどのダイレクトメールの発送。
- ⑤ ご質問、お問い合わせの際、本事業を適切かつ円滑に実施するための対応。
- ⑥ 提供いただいた個人情報は前項の目的にのみ利用し、本人の同意無く第三者へ情報提供はいたしません。